

「大阪府消防広域化推進計画」 (改定版)

令和7年3月

大阪府

目 次

(頁)

1. はじめに	1
2. 府内の消防の現況と動向	
(1) 大阪府域の現況	2
(2) 府内の消防の現況	2
(3) 消防需要の動向	3
(4) 消防財政	3
3. 消防の将来見通しと課題	
(1) 将来見通し	4
(2) 消防の課題	4
4. 広域化の必要性	
(1) 消防組織法改正前の広域化への取組み	4
(2) 消防組織法改正後の広域化への取組み	5
(3) 広域化の必要性	5
(4) 広域化がもたらす効果	6
(5) 広域化に対する各消防本部の懸念	6
5. 広域化の推進について	
(1) 広域化の目的	6
(2) 計画の目的	7
6. 広域化対象市町村とその組み合わせ	
(1) 配慮及び留意すべき事項	7
(2) 広域化の規模	7
(3) 広域化の方向性と組み合わせ	7
(4) 消防広域化重点地域の指定	8
(5) 広域化の手法	8
(6) 消防の連携・協力について	8
7. 広域化の推進に必要な措置	
(1) 広域化を推進するための体制	9
(2) 広域化を推進するための支援	9
8. 広域化後の消防の円滑な運営の確保	
(1) 広域化後の消防の体制整備	10
(2) 構成市町村間における協議	10
(3) 体制整備の方策	10
9. 防災に係る関係機関相互の連携の確保	
(1) 消防団との連携の確保	11
(2) 防災・国民保護担当部局との連携の確保	11
10. おわりに	12
【別 表】	13

1 はじめに

昭和23年の「消防組織法」施行により自治体消防制度が確立され、以来、基礎的自治体である市町村は自治体消防の担い手として、地元消防団と連携しながら地域住民の安心・安全を第一線で守ってきた。

いうまでもなく、消防は、住民の生命・身体・財産の火災からの保護、水害・火災又は地震等の災害の防除、災害被害の軽減を図るという重大な責務を担っており、地域住民に直結する重要な分野である。

これまでも市町村消防は、市街化の進展、交通インフラの発達等、都市の成熟に対応するため、消防力の整備強化を図ってきた。しかしながら、近年は災害・事故が多様化・大規模化し、また都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化、さらにはテロ災害、武力攻撃災害、感染症発生等の新たな事象への対応など、消防を取り巻く環境は大きく変化している。

平成30年6月の大阪府北部地震、令和6年1月の能登半島地震等の大規模地震に加え、平成30年7月の西日本を中心とする豪雨、同年9月の台風21号による暴風、令和元年の東日本台風や令和2年7月の豪雨、令和3年7月の静岡県熱海市土石流災害など、近年は大きな風水害も多発している。

こうした、大規模災害への対応としては、阪神・淡路大震災を教訓として、緊急消防援助隊制度が発足するなど、単独の市町村では対応できない大規模・特殊災害時等には、近隣市町村・都道府県・国の連携強化の基での広域的な対応体制が整備されてきたものの、初動体制や統一的な指揮下での効率的な増援体制といった点では、なお課題を残しているのが現状である。

さらには、救急出動件数が年々増加しており、高齢化や独居化の進展、また住民ニーズの多様化などによる、更なる救急要請などに対し、市町村消防が、いかにして的確に対応していくかが大きな課題となっている。

しかしながら、昨今の厳しい市町村財政の中では、市町村消防が、より質の高い住民サービスの提供を行っていくには、市町村消防の広域化（以下「広域化」という。）による、スケールメリットを生かした消防力の維持・強化が避けて通れない課題である。

このため、国においては平成18年6月に「消防組織法」を改正し、新たに、消防庁長官が定める「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）、都道府県が定める推進計画（以下「推進計画」という。）及び広域化対象市町村が策定する広域消防運営計画についての規定を設けるなど、広域化を強力に推し進めることとした。しかしながら、法改正以降一定の広域化は進んだが、なお小規模本部が多数存在していることから、平成30年4月及び令和6年4月に基本指針の一部改正を行い、改めて広域化を推進することとされた。

大阪府としても、府内市町村消防の中・長期にわたる人的・財政的基盤の確立と、質の高い住民サービスの提供に向け、平成31年3月に「大阪府消防広域化推進計画」（以下「計画」という。）を再策定し、広域化等の進展を踏まえた広域化対象市町村の見直しを加えながら、府内市町村の消防の自主的な広域化を推進していくこととした。

なお、計画の内容は、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）のうち、目標11【包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する】と関連が深いことから、当該目標の視点も踏まえ、取り組みを推進していく。

2 府内の消防の現況と動向

(1) 大阪府域の現況

①面積

大阪府は南北に約 86 k m、東西に約 60 k m と、南北にやや長い形状となっており、令和 5 年 10 月 1 日現在の面積は、約 1,905 k m² で、全国 47 都道府県中 2 番目に小さな面積となっている。

②地勢

府内の中央部を貫流する淀川、大和川の河口部に位置し、三方をいわゆる摂河泉連山に囲まれていることから、洪水や土砂災害の被害を受けやすい地理的・地形的特性となっている。

また、西の大阪湾は、湾口が南を向いているため台風が通過すると高潮が発生しやすく、今後 30 年以内に 80% 程度の確率とされている南海トラフ地震では、津波による被害も懸念される。

③道路網

道路は阪神高速道路が各方面に放射状に伸びるとともに、新名神高速道路・名神高速道路・中国自動車道路が府北部を概ね東西に横断し、また近畿自動車道が阪和自動車道、阪和自動車道が南阪奈有料道路と、阪神高速道路は西名阪自動車道と直結しているほか、一般道では国道 1 号、2 号、176 号などが各方面を結ぶ一方、府道 2 号（中央環状線）・国道 170 号（外環状線）といった道路が環状に位置するなど、府内一円の道路ネットワークが充実している。

④人口、人口集中地区、土地利用

人口は、令和 6 年 1 月現在で約 878 万人である。人口集中地区（D I D）面積は令和 2 年国勢調査では約 927 k m² で、昭和 35 年国勢調査に比して約 2.8 倍に拡大し、府域の 48% 強を占めるに至っている。また、土地利用の推移では、平成 23 年の住宅地、道路の土地利用を 100 とした指標が令和 3 年では住宅地は 103.8、道路は 106.2 と、産業構造の変化などを受け都市的利用が増加傾向にある。狭い大阪平野の概ね全体に、大阪市域を中心として同心円状に都市化が進行し、人家等の建造物が連担している。

⑤主な防災対象施設

府内には、地下街が大阪市に 9 箇所、豊中市に 1 箇所ある。最も延べ面積が広いのは長堀地下街（クリスタ長堀）で 81,818 m² あり、次いで大阪駅前ダイヤモンド地下街（ディアモール大阪）の 48,344 m² となっている。また、高層建築物は、大阪市阿倍野区のあべのハルカス（高さ 300m）をはじめ、泉佐野市のりんくうゲートタワービル（同 256m）、大阪市住之江区の大阪府咲洲庁舎（同 256m）などがある。

大阪湾沿いには、大阪北港地区、堺泉北臨海地区及び関西国際空港地区の石油コンビナート等特別防災区域があり、石油化学、電力及び各種製造業等の高度に発達した工業施設やタンク群が立地している。

また、原子力事業所として、熊取町内には京都大学複合原子力科学研究所及び原子力燃料工業株式会社熊取事業所が、東大阪市内には近畿大学原子力研究所が立地している。

⑥市町村の財政状況

府内市町村の財政状況は依然として厳しく、令和 5 年度の市町村普通会計の決算では、経常収支比率が 90% 以上の団体が 37 団体と依然として高い水準にあり、財政構造が硬直している状況である。

(2) 府内の消防の現況

①消防の現況【資料 1】

現在、府内 43 市町村（33 市 9 町 1 村）には 24 の消防本部が設置されており、内訳は、19 の単独消防本部（うち、3 本部においては、4 市町から受託）、5 つの一部事務組合（20 市町村で構成）である。また、消防本部数は北海道の 58、愛知県の 34、千葉県の 31、埼玉県の 26 に次いで全国で 5 番目（茨城県・兵庫県・福岡県と同順位）に多く、市町村単独消防

本部数は愛知県、神奈川県・千葉県、北海道に次いで4番目（兵庫県と同順位）に多い。

消防本部の管轄人口は、大阪市消防局の約274万2千人が最大で、最小が忠岡町消防本部の約1万7千人となっている。管轄人口規模では、70万人以上が2団体、40万人以上70万人未満が4団体、20万人以上40万人未満が6団体、10万人以上20万人未満が6団体、10万人未満が6団体となっており、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が府内の1/4を占めている状況である。

管轄面積では、大阪市消防局の約225k㎡が最大で、最小が忠岡町消防本部の約4k㎡となっている。狭隘な管轄面積を持つ消防本部の全国順位10消防本部のうち3消防本部が大阪府域にあり、また、管轄面積100k㎡未満の消防本部が18団体と7割近くを占めている。

府内の市町村消防には、管轄人口が少なく管轄面積の狭隘な消防本部が多く存在し、それぞれが消防職員を確保し資機材を整備して活動している。

②消防力【資料2】

消防力を、国が定める「消防力の整備指針」に基づき算定される市町村が目標とすべき整備水準である充足率の面で見ると、はしご車・化学車・救助工作車の充足率は全国平均より高いが、ポンプ車・救急自動車の充足率は全国平均より低くなっている。

③消防職員数【資料2】

消防職員数については、東京都に次いで全国2番目に多く、令和5年度は10,298人で、平成30年度に比して121人（約1.2%）の増加となっている。

また、消防職員の充足率は全国平均より高いが、管轄人口規模が小さい消防本部ほど、府内平均よりも充足率が低くなる傾向がある。

（3）消防需要の動向【資料3】

①火災

出火件数は、令和3年まで減少していたが、令和4年にはやや増加し1,844件となっている。また、死者53人・負傷者389人で、損害額は約36億2,252万円となっている。種別では、建物火災が最も多く、令和4年は1,272件で全体の約7割を占めている。

②救急

救急自動車による出動件数は、いったん大きく減少したものの、令和4年には約65万件に達している。事故種別で見ると、急病が最も多く増加傾向にあり、令和4年は約46万件で全体の約7割を占めている。

また、救急搬送人員も同様に、いったん大きく減少したものの、令和4年には約54万人に戻っている。年齢区分別では65歳以上の高齢者が最も多く、令和4年は約32万人で全体の約6割を占めている。

③救助

救助出動件数は、いったん減少したものの、令和3年から4年にかけて大きく増加し、令和4年は約1万件に達している。事故種別で見ると、建物等による事故が最も多く増加傾向にあり、令和4年は5,527件で全体の約6割を占めている。

（4）消防財政【資料4】

消防費の歳出額は、令和4年度決算額では1,175億7,269万6千円、財源内訳は、90%が税等の一般財源であった。

平成30年度から令和4年度の消防費の推移を見ると、平成30年度の1,097億9,313万6千円から一貫して増加しているが、市町村財政が依然として厳しい状況の中、消防費についても今後大幅な増加を見込むのが困難な状況にある。

3 消防の将来見通しと課題

(1) 将来見通し

時代がどのように変化しようとも、地域に密着して住民の安全・安心を守るという市町村消防の責務は変わらない。しかし、高度な救急・予防業務への期待や大規模化・多様化する災害や事故への迅速・的確な対応、また、国民保護といった新たな消防需要など、消防を取り巻く環境は今後も大きく変化すると思われる。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、2050年の府内人口は2020年と比較して約18%減少するが、2050年の府内人口に占める65歳以上の高齢者の割合は約37%で、2020年から9ポイント上昇する。また、将来推計人口に年齢区分別の平均救急搬送率を乗じて算出した救急搬送人数推計によると、大阪府全体では、2025年から2050年にかけて救急搬送人数は減少するが、高齢者の割合は増加する。【資料5】

よって、今後、高齢化や独居化の進展に伴うさらなる救急要請の増加が予測される。

(2) 消防の課題

令和4年4月に消防庁が行った実態調査によれば、日常的に発生する火災や救急要請が重なった場合に非番招集により対応したことがある消防本部が、令和3年度時点で12本部あり、また、自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響等で機能不全に陥った消防本部が、管轄人口10万人未満の小規模消防本部で3本部あった。【資料6】

さらに、令和6年に、各消防本部に対し、消防職員数の確保と災害対応力の強化に関するヒアリングを行ったところ、主に次のような回答を得た。【資料7】

○消防職員に関すること

- ・（一部の本部では）採用時の応募者数が減少傾向にある
- ・救急需要が増えているため、定数・職員数を増やしたい
- ・育児休業に伴う労務管理や、職員の高齢化、高齢職員の活用方法が課題

○災害対応力に関すること

- ・平常時は、自前または隣接本部からの応援運用で対応できている
- ・大規模災害時は、自分たちだけで対応できるか不安
- ・大規模災害時は、隣接本部への応援出動は難しい

特に、小規模消防本部において、人員に余裕がなく、日頃から隣接本部の応援頼みである実情が浮き彫りとなった。

以上のとおり、住民サービスの向上と持続可能な消防の人的・財政的基盤の体制整備や大規模災害・特殊災害への対応をどのように図っていくかが、府内市町村消防の大きな課題となってきた。

4 広域化の必要性

(1) 消防組織法改正前の広域化への取り組み

消防庁では、管轄人口が10万人未満の小規模消防本部では、初動体制、増援体制の確保や組織の活性化等の面で問題点を有する場合が多いことから、より高い住民サービスの提供と行財政基盤の強化と効率化のため、平成6年に都道府県に対し消防広域化基本計画の策定を要請するなど、広域化を推進してきた。

大阪府においても平成8年度末に「大阪府消防広域化基本計画」を策定して、非常備町村の常備化と併せて、広域化の段階的な推進を図ることとした。

その結果、平成12年4月には太子町・千早赤阪村が富田林市に事務委託を実施し、河南町では消防本部が設置された。また平成13年4月には阪南市と岬町で阪南岬消防組合消防本部

を設置し、平成 17 年 2 月には堺市に美原町が編入合併したことにより堺市高石市消防組合の管轄区域が拡大され、平成 20 年 10 月には堺市消防局に高石市が事務委託するなど、一定の範囲では常備化・広域化が図られてきた。

(2) 消防組織法改正後の広域化への取り組み

①計画の策定（平成 20 年 3 月）

多様化する災害・事故、建築物の高層化・複雑化、防災・危機管理事象に関する住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境が変化中、消防体制の更なる充実強化が必要との観点から、消防組織法が平成 18 年に改正された。

同じく、平成 18 年に基本指針が策定され、都道府県が平成 19 年度中に推進計画を策定することとなった。大阪府では、地理的な結びつき等を考慮し、政令市である大阪市と堺市のほか府域を 4 分割（北部、東部、南河内、泉州）する計画を策定した。

②計画の一部改定（平成 23 年 6 月）

平成 20 年から 22 年にかけて、各ブロック内の消防本部で、広域化のメリット等を検討したものの、消防力格差や費用負担に対する考え方の違い等から実現する方向に進まなかった。当時の市町村の意見には、

（ア）広域化を進めたいが、ブロックが広すぎる

（イ）企画、財政部局を交えて、消防署所・車両配置等の再配置、人員体制のあり方など突っ込んだ検討が必要

（ウ）当面は現状維持でよい

など様々な意見があった。

ブロック単位での広域化が進まない中、気運が高まった地域における広域化を進めるため、計画を改定することとなった。泉州を 2 分割（泉州北、泉州南）し、南河内も 2 分割（南河内北、新南河内）する改定を平成 23 年 6 月に行った。

③計画の再策定（平成 31 年 3 月）

平成 30 年 4 月に基本指針が一部改正され、都道府県は、同年度中に推進計画の再策定を行うこととされた。

大阪府としての広域化の方向性は、規模拡大の効果を考慮し、府内消防一元化（1 ブロック）を将来像としたが、各自治体の合意を得ながら段階的に進めることとなった。また、おおむね 10 年後までに広域化すべき組合せを、政令市を含む 8 ブロック（大阪市域、堺市域、北部、東部、南河内北、新南河内、泉州北、泉州南）とすることとした。

④広域化の進捗状況

計画策定以降の広域化状況（令和 6 年 4 月時点）は、次のとおりである。

- ・平成 20 年 10 月 高石市から堺市へ事務委託
- ・平成 25 年 4 月 泉州南消防組合（3 市 3 町）
- ・平成 26 年 4 月 大東四條畷消防組合（2 市）
- ・平成 27 年 4 月 能勢町から豊中市へ事務委託
- ・平成 28 年 4 月 豊能町から箕面市へ事務委託
- ・令和 3 年 4 月 大阪狭山市から堺市へ事務委託
- ・令和 6 年 4 月 大阪南消防組合（5 市 2 町 1 村）

(3) 広域化の必要性

大阪府では、今後 30 年以内の確率が 80%程度とも言われている南海トラフ地震や直下型地震の発生が懸念されている。また、平成 30 年 6 月に大阪府内における観測史上初の震度 6 弱を記録した大阪府北部地震、同年 7 月の西日本豪雨、同 9 月の台風 21 号による風水害が立て続けに大阪を襲い、こうした自然災害への的確な対応が、求められている。

さらに、大規模事故への迅速・的確な対応、都市構造の複雑化、高齢化の進展、住民ニーズの多様化などによる、より高度な消防・救急・救命業務や予防業務への期待が高まってい

る。

今後ともこれらの環境の変化に的確に対応し、将来にわたって住民の生命、身体及び財産を守るという責務を全うしていくためには、単独消防でこれをまかなうのではなく、効率的運用が可能となる広域化による消防体制の更なる維持・強化を図る必要がある。

(4) 広域化がもたらす効果

広域化がもたらす効果は、スケールメリットによる以下のことが挙げられる。

○住民サービスの向上の面では、

- ① 初動の消防力、増援体制の充実
- ② 現場到着時間の短縮

○人員配備の効率化と充実の面では、

- ① 現場要員の増強
- ② 予防業務・救急業務の高度化・専門化

○消防体制の基盤の強化の面では、

- ① 高度な消防設備、施設等の整備
- ② 人事ローテーションによる組織の活性化等

また、大阪府域で実際に広域化した消防本部では、火災初動対応時の出動車両数などの充実や現場への手厚い人員体制が可能となるなど様々な効果があった。【資料8】

令和4年4月に消防庁が行った実態調査においても、「初動対応時の出動車両数の充実」、「出動区域の適正化による現場到着時間の短縮」、「日常的に発生する火災・救急等における非番招集の減少又は廃止」「消防指令センターの高機能化」等の内容が、広域化で得られた効果として回答されている。【資料6】

さらに、令和6年度に実施した委託調査では、指令台の整備費用について、個別に更新するよりも複数の消防本部で整備を行った方が低減効果が大きいとの結果になった。【資料9】

(5) 広域化に対する各消防本部の懸念

広域化に関する懸念を集約したところ、以下の項目があがった。

- 本部毎の部隊運用に不均衡がある中、統一した指令台で運用すると、逆に地域毎に適した戦術や部隊運用ができなくなる
- 市町村関係部局や消防団との連携の問題がある
- 比較的小規模な消防本部にとっては、広域化により大規模消防本部の消防力にあわせる必要があり、負担金が増える
- 構成市町で意見の集約や合意形成に時間がかかる
- 地域の密着性やきめ細やかな消防行政に支障がでる
- 消防署所、車両配置等が都心部分へ集中する
- 中核となる本部は、規模の小さい本部へ消防力・職員が流れて質が低下する

5 広域化の推進について

(1) 広域化の目的

消防組織法第31条にも明記されているように、「市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として」行うものである。

しかしながら、府内市町村においては依然として厳しい財政状況が続いており、今後とも住民に対する消防サービスを提供していくためには、将来にわたる行財政基盤の充実強化が不可欠である。

このため、本府における広域化は、消防力の維持・強化と併せて行財政基盤の強化も含めトータルとして住民サービスの提供を目的として推進するものである。

(2) 計画の目的

府内市町村消防が、消防を取り巻く環境の変化に今後とも的確に対応していくためには、広域化による行財政上のスケールメリットを実現し、消防力の維持・強化を図るため、広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的として計画を策定するものである。

6 広域化対象市町村とその組み合わせ

(1) 配慮及び留意すべき事項

広域化対象市町村の組み合わせの検討にあたっては、既に一部事務組合・事務委託により広域化が図られている市町村については、原則としてこれを包含する形で更なる広域化を検討する必要がある。

また、指令台の共同運用との関係では、広域化が実現されれば指令台のエリアの拡大がなされるが、組織としての広域化と指令台の共同運用について、その効果が最大限活かされるよう留意する必要がある。

市町村との関係では、これまでの消防体制の枠組みや市町村の行財政運営にも大きな影響を与える重要な課題であることから、関係市町村と十分に調整を図りながら推進する。

(2) 広域化の規模

基本指針においては、広域化の規模について、「一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることになり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。」とされており、全県一区での広域化を理想的なあり方の一つとしている。その上で「都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、おおむね十年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定める」ことが必要であるとしている。

大阪府は、狭い平野部の概ね全体で都市化が進展しているほか、人口や建物の密集地が連担し、また道路網も充実していることから、大阪府内の広域化に当たっては、国の示す広域化の趣旨を踏まえつつ、管轄人口のみならず管轄面積をはじめ、地理的条件や地域の結びつきなどを考慮して、広域化によるスケールメリットが十分に得られる規模を決めることが望ましい。

これらのことを総合的に勘案すると、府内の広域化においては、大きな規模も念頭に広域化を検討するほうがスケールメリットの点からも有効であり、また、管轄人口の観点だけでなく、府内市町村の地理的条件、地域の歴史的経緯や結びつきにも視点を置き、その規模を決めることが適切であると考ええる。

(3) 広域化の方向性と組み合わせ【資料 10】

大阪府としての広域化の方向性は、

○将来像

広域化による規模拡大の効果が働くことによって、消防力の強化につながる府内消防の一元化（1ブロック）を将来像とする。ただし、各自治体の合意を得ながら、段階的に進めていく。

○おおむね 10 年後までに広域化すべき組合せ

地域の地理的・社会的状況や歴史的経過等や、消防本部間の連携や二次医療圏の整合性、消防団を含む地元の事情について配慮して設定した現行の 7 ブロックを基本とするが、気運が高まった地域や必要に応じてブロックを超える広域化へも柔軟に対応

する。

○推進期限までに広域化すべき組合せ

体制強化が必要な小規模消防本部等の広域化については、具体的に動いている、あるいは検討している地域を消防広域化重点地域に指定し、動きを止めることなく進める。

府内の広域化対象市町村は別表１のとおり

なお、計画に示す広域化対象市町村が組み合わせの枠組みごとに協議する中で、地域の実情に応じ、広域化対象市町村を管轄する消防本部の中から、地域の核となり広域化の検討を主導する中心消防本部を定めることが必要となった場合や、計画の組み合わせとは異なった別の組み合わせが関係市町村の合意のもとに提案され、当該組み合わせが広域化の推進を図るうえで適当と認められる場合には、中心消防本部の規定や消防広域化重点地域の指定等必要な措置については速やかに行い、事後に、「大阪府消防広域化推進審議会」における審議など、所定の手続きを経た上で計画の変更・修正を行うなど、計画の趣旨を踏まえつつ、柔軟かつ弾力的な運用に努めるものとする。

(４) 消防広域化重点地域の指定

大阪府知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを消防広域化重点地域として指定できるものとする。

① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域

② 広域化の気運が高い地域

また、広域化対象市町村の一の組合せを越える地域を消防広域化重点地域に指定したときは、当該指定地域が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、計画の変更を行うものとする。

府内の消防広域重点地域は別表２のとおり

(５) 広域化の手法

広域化は、主に一部事務組合、事務委託又は広域連合の手法により行われることとなるが、その場合に広域化後の消防本部は、組合もしくは連合の構成市町村間、又は受託市町村と委託市町村間における意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

府内では、すでに一部事務組合による消防組合と事務委託により広域化が図られているところであるが、今後の広域化にあたっては、手法も含め、広域化対象市町村の協議の中で検討する必要がある。

(６) 消防の連携・協力について

広域化の実現には、時間を要するものであることから、まずは広域化につなげるべく、消防の連携・協力を行う事が必要とされている。

連携・協力の対象となる市町村の組み合わせを定めるにあたっては、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要があるとあり、大阪府においても広い視野での検討が必要である。

例えば、人事異動の幅や研修の機会等体制強化を図るには、出来るところから連携・協力を進める。

更に、指令台の共同運用など常時の活動にとどまらず、非常時の課題においても連携・協力を進める。

とりわけ、大阪府北部地震において課題となった、府内消防本部の相互応援について、広域的な大規模災害発生時に府内全域での消防活動を効果的に行う仕組みについて検討する必要がある。

そのためには、迅速に各消防本部の活動状況を把握する仕組みが必須である。

広域での情報共有には指令台の一元化が有効な手段ではあるが、災害時に限り 119 番通報の入電状況、被害状況、消防隊等の活動状況等が一元的に把握できる新たなシステムの構築なども検討を進めていく。

府内の連携・協力の対象は別表 3 のとおり

7 広域化の推進に必要な措置

広域化は、これまでの消防体制の枠組みに大きな変更を加える重要な事項である。とりわけ市町村においては、広域化を実施しようとする場合に、広域化対象市町村間における協議や広域消防運営計画を作成する段階において、住民・議会をはじめ地域の関係者への説明責任を果たす必要が生じてくる。

このため、大阪府としても、市町村からの意見を十分踏まえ、自主的な広域化が適切・円滑に図られるよう、次のとおり広域化を推進するための措置を講ずる。

(1) 広域化を推進するための体制

平成 19 年度、計画の円滑な推進を図るために「大阪府消防広域化推進委員会」を設置。

平成 30 年度、計画の再策定及び更なる広域化の推進に向け「大阪府消防広域化推進審議会」を設置。

(2) 広域化を推進するための支援

①国の支援

国においては、消防広域化推進本部の設置をはじめ、広報・普及啓発、情報提供、相談体制の確保充実のほか、広域化関連事業及び連携・協力関連事業に係る所要の地方財政措置（特別交付税措置・地方債措置・補助金の交付決定に当たっての特別の配慮等）を引き続き講ずることとしている。

②大阪府の支援

広域化対象市町村間の協議が円滑に進行し、定められた期間内に自主的な消防の広域化が実現されるには、大阪府のリーダーシップの発揮と広域化対象市町村の自主性が不可欠である。

このため、大阪府においては、広域化実現のための市町村からの要望も尊重しながら、消防広域化重点地域を含んだ広域化対象市町村（以下、「広域化対象市町村等」という。）が行う広報・啓発活動や、広域化対象市町村等による協議会の早期設置に向けた体制整備に対し、積極的かつきめ細やかな支援を行うとともに、協議会設置後の協議の場への参加などを通じ、次のような事項を中心に国とも連携して積極的な支援を行う。

- ・広域化に関する情報提供・普及啓発
- ・広域化に関する先進事例等の調査研究及び関係機関への情報提供
- ・広域化に関する手続きや課題解決等に対する指導・助言
- ・広域化対象市町村等からの求めに応じた、必要な仲介、調整
- ・広域消防運営計画の作成にあたっての必要な助言
- ・国の支援策の活用等の連絡調整
- ・市町村振興補助金による支援
- ・その他、国への要望等、広域化対象市町村等の広域化の推進に関すること【資料 11】

8 広域化後の消防の円滑な運営の確保

(1) 広域化後の消防の体制整備

広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮できるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

(2) 構成市町村間における協議

広域化対象市町村は広域化後の円滑な運営を確保するための「広域消防運営計画」を作成することとなっているが、「広域消防運営計画」の作成にあたっては対象となる消防本部、関係市町村、消防団など、市町村関係者の十分な議論が必要である。

広域化は、一部事務組合、事務委託又は広域連合の手法により行われることとなるが、その場合に広域化後の消防は、組合・連合と構成市町村間、組合・連合を構成する市町村間又は委託関係市町村間における緊密な意思疎通及び情報共有が重要となる。

また、広域化前の消防本部の規模によっては、消防本部間の消防力や部隊運用等に大きな差異がある場合があり、これらの消防本部が広域化を図る場合には、広域化後の管轄地域の実情に応じた消防力の再配備等により、より効果的・効率的な消防体制の再構築について協議を図る必要がある。

特に、地域に密着して活動してきた市町村消防が、広域化により姿が見えなくなるのではないかという住民の不安の払拭や、例えば消防組合の幹部職員を市町村の防災・国民保護対策本部員として位置づけ、市町村と消防組合との連携強化を図るなど大規模災害時における消防体制の確立を図るための仕組みづくりについて、十分協議を図る必要がある。

(3) 体制整備の方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防体制の整備について、市町村内の論議を経た上で、構成市町村等間において十分協議の上決定することが必要である。その場合に、以下のような事項については、可能な限り、組合・連合又は事務委託の規約・規程等において定めることが有効である。

①組合・連合の方式による場合

- ・経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的ルール
- ・職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画の策定
- ・中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画の策定
- ・部隊運用、指令管制、人材育成等に関する計画の策定
- ・災害時等における構成市町村長と消防長、消防署長、消防団長、並びに組合を構成する市町村長間の緊密な相互連絡・情報共有のための計画の策定
- ・構成市町村間の定期的な連絡体制、消防長の専決対象の明確化等、構成市町村間の迅速な意見調整のための仕組みづくり
- ・組合等の運営に関する住民の意見反映の仕組みづくり

②事務委託の方式による場合

- ・委託料に係る基本的なルール
- ・災害時等における委託市町村長と受託側の市町村長、消防長、消防署長、消防団長の緊密な相互連絡・情報共有のための計画の策定
- ・消防事務に関する住民の意見反映の仕組みづくり

9 防災に係る関係機関相互の連携の確保

(1) 消防団との連携の確保

消防本部は専門性の高い常備の消防機関であるのに対し、消防団はより地域に密着した消防活動を実施するという特性を有している。このことから、消防団は広域化の対象とはならず、引き続き構成市町村単位で設置することとされた。

これまでも、消防団は常備消防と密接な連携・協力の下で初期消火など自治体消防の一端を担ってきたが、消防が広域化された場合にも、これまで同様、広域化後の消防本部との連携・協力体制の維持が必要となる。特に大規模災害の際には常備消防は消防団、自主防災組織、住民との連携を図る必要が大きいことから、消防団と消防本部との連携確保のあり方については、可能な限り、事前に定めておくことが有効である。

- ・ 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整体制の整備
- ・ 消防団の合同による訓練又は常備消防との合同による訓練の実施
- ・ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ・ 常備消防と消防団との連絡体制の強化
- ・ その他、常備消防と消防団との連携確保に必要な事項

(2) 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護行政は、住民の安心・安全を確保するという面で、消防行政と同様に、住民に密着した最も重要な業務であり、基本的には住民と密接な関係にある各市町村が実施すべきものとなっている。

このため、災害時には防災・国民保護行政を担当する部局と消防部局との緊密な連携・協力体制の整備が重要となる。特に大規模災害時には初動体制の面で24時間体制をとっている消防部局の役割は重要となるため、防災・国民保護担当部局と消防本部との連携のあり方については、可能な限り、事前に定めておくことが有効である。

- ・ 夜間・休日等における市町村の防災業務に係る初動時体制等
- ・ 構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ・ 構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ・ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ・ 総合的な合同防災訓練の実施
- ・ 防災・国民保護担当部局と消防本部との連絡体制の強化
- ・ 防災・国民保護担当部局と消防本部の連携による情報収集の24時間体制の整備
- ・ その他、防災・国民保護担当部局と消防本部との連携強化に必要な事項

10 おわりに

自治体消防制度が発足し、77年が経過した。これまでも、府内の市町村消防は幾度かの火災や風水害、また、阪神・淡路大震災の教訓を糧に消防力の充実強化を図り住民の安全・安心を守ってきた。

さらには、観測史上初めて府内で震度6弱を記録した大阪府北部地震や平成30年9月の台風21号がもたらした被害を踏まえ、消防力の強化が切実な状況である。

災害・事故の大規模化・複雑化や住民ニーズの多様化など、消防を取り巻く環境がますます変化してきている中で、府内市町村消防がこれに的確に対応し、今後とも住民に対する高度な消防サービスの提供を行っていくためには、将来に亘っての行財政基盤の充実・強化が大きな課題である。市町村の厳しい財政状況が長引く中では、公的責任を担う自治体同士が連携して広域化を図り、住民サービスの向上に努めることは極めて有効な手段であり、計画は、今後の市町村消防のあり方について、広域化による持続可能な体制の整備と確立を図ることを目的に示すものである。

大阪府としては、計画に基づいて、自主的な広域化の実現が図られ、府民の生命・財産を守る広域消防体制が確立されることを期待するとともに、広域化の実現に向けた積極的な支援に努めていく所存である。

(別表 1) 広域化対象市町村の組み合わせ

北部ブロック	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
東部ブロック	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市、東大阪市
大阪南ブロック	柏原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村
泉州北ブロック	岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、忠岡町
泉州南ブロック	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
大阪市域	大阪市、松原市
堺市域	堺市、高石市、大阪狭山市

(別表 2) 消防広域化重点地域一覧

指定日	地域名	消防本部	市町村
(該当なし)			

(別表 3) 連携・協力対象地域一覧

連携・協力事業	消防本部	市町村
指令台の共同運用	大阪市消防局	大阪市
	松原市消防本部	松原市
指令台の共同運用	高槻市消防本部	高槻市
	島本町消防本部	島本町

広域化対象市町村の組み合わせ

(凡例) 緑：一部事務組合、橙：事務委託

